

# 朝鮮戦争参戦少年兵のアイデンティティ —1990年代以降の補償交渉と記録の分析から—<sup>1</sup>

安 昭 炫

## I. はじめに

韓国の朝鮮戦争参戦者の中で自らを「少年兵<sup>2</sup>」と名乗り出る集団が現れたのは1990年代後半のことである。少年兵参戦者たちは、学徒義勇軍<sup>3</sup>と同じく学生でありながら参戦したが、正規軍として服務した軍人の身分であったと主張した。この時期韓国社会でいう少年兵は一般的に紛争地域で武装団体によって動員された子ども兵を意味しており、自らを少年兵と名乗る学徒兵参戦者の登場は注目すべきものであった。少年兵参戦者は休戦直後から1950年代後半にかけて除隊し、90年代になってようやく「少年兵」と自らを認識し、義勇軍としての学徒兵<sup>4</sup>にだけ注目してきた韓国の記念に問題を提起し始めた。

韓国が記念してきた学徒兵は在日学徒義勇軍<sup>5</sup>と韓国人学徒義勇軍だけで、いわゆる「純粋な学徒義勇軍」であった<sup>6</sup>。民主化以降、出身地や出身校ごとの学徒兵団体が多く組織され独自の記念事業を起こすにつれ、学徒義勇軍の定義、戦功、活動範囲などが戦争史研究と報勲研究<sup>7</sup>の重要な関心対象になった。1994年陸軍本部から学徒義勇軍の団体と功績の紹介をまとめた公刊史『韓国戦争時学徒義勇軍』が出版され、2012年には国防部から学徒義勇軍の歴史と休戦後の活動までを網羅した研究書『6・25戦争学徒義勇軍研究』が出版された。

2000年代に入って、報勲研究の領域から少年兵に関する研究が現れ始めた。パク・ドンチャンが少年兵の戦功を整理して紹介し、ユ・ヨンオクによって少年兵の国家有功者待遇の当為性が検討された<sup>8</sup>。そして少年兵参戦者の協調によって2011年国防部軍史編纂研究所から研究書『6・25戦争少年兵研究』が刊行された。しかし少年兵研究は戦功に注目する戦争史と補償に注目する報勲研究の領域にとどまっており、それ以外の領域における考察は不足している。

本稿は朝鮮戦争当時の少年兵の戦功や戦後の少年兵参戦者に対する補償や待遇問題から視野を広げ、1990年代以降の少年兵参戦者の活動と組織、インタビューや手記を全般的に活用して少年兵参戦者から観察される特徴を分類し、分析する。

さらに、本稿は韓国が行ってきた試み—つまり、経済発展、民主化、グローバル化という一連の過程を経てたどり着いた「北半球の先進国（グローバル・ノース）」の一員としての位置付けという試み—をもう一つの分析の軸に据える。韓国では一般的に、朝鮮戦争における少年兵の動員は現代国際問題としての子ども兵士の動員とまったく別のものとして考えられている。しかし、「武力闘争における子どもの利用」という本質の「連続性」が看過されているという指摘を考慮すべきである<sup>9</sup>。特にポストモダニズム社会における家族主義の解体と私的空間の瓦解という危機は、貧困、虐待、飢餓などの子どもの安全保障の問題の中に子ども兵の問題を位置づけさせた<sup>10</sup>。さらに、子ども兵を動員する主体そのものに対する意図的な無視、戦争の歴史的背景、子ども兵個人の特性への過度な集中は、「南半球の途上国（グローバル・サウス）」に対する帝国主義的言説が見せるヒエラルキーとして捉えられる<sup>11</sup>。

以上の問題意識に基づき、本稿は次のように構成される。(Ⅱ)では少年兵参戦者が自分のアイデンティティを少年兵と特定するようになった1990年代韓国の国内及び国外の背景を確かめる。(Ⅲ)では少年兵参戦者が存在の証明と待遇、補償のため国家との交渉に乗り出した活動を4つの局面に区分し、局面ごと観察される特徴を抽出する。(Ⅳ)では交渉の局面で発生した少年兵参戦者のアイデンティティから特徴を見出し、国家によって受け入れられた部分とそうでない部分について論じる。結論においては、1990年代以後、韓国が国内外の位置づけの変化を経験しながら自らを先進国の一員として定めていく過程に、少年兵参戦者との交渉によるせめぎ合いが存在したことを整理する。

本稿は主として2種類の資料を用いて少年兵参戦者のアイデンティティと待遇をめぐる国家との交渉に対する分析を展開する。一つは少年兵参戦者に関する資料群で、新聞記事と少年兵自ら作成した各種投稿文と回顧録が含まれる。もう一つは公文書で、政府が刊行した報告書、行政文書、裁判所記録などである。

## Ⅱ. 1990年代韓国の民主化とグローバル化の地形

### 1. 国家の民主化の記憶と地方自治による地方の記憶

1990年代の韓国をけん引する動力は民主化にあった。1987年6月に頂点に達した民主化抗争とそれに次ぐ9月の改憲合意は、間違いなく民主化への転換を遂げた瞬間であった。この改憲を区切りとして始まった民主化の時代は、脱冷戦、市場主義、グローバル化という国際環境の影響下に展開された。同時にこの時代は、国内環境においては1953年の朝鮮戦争の停戦協定によって固定された韓国政治の冷戦的、反共主義的、保守的特性と、1961年の軍部クーデターによって

展開された権威主義独裁体制と開発経済の特性を払拭しきれなかった<sup>12</sup>。それゆえに、1990年代の韓国の民主化は反共と開発国家の土台に立つことを許された政治的民主化といえる。

なお、この政治的民主化によって地方分権が本格的に施行され、地域ごとの学徒兵の記念作業を進展させる有意義なきっかけとなった。韓国の地方分権は、朝鮮戦争期の1952年地方議会の成立で始まったが、1961年クーデターにより解散され、形骸化した。さらに1972年改正された憲法は地方議会の構成を統一時まで猶予する規定を設けた。この猶予規程は1987年憲法の改正によって廃止され、1991年ようやく地方議会が構成され、1995年地方自治団体長の選挙が実施されることで地方自治制が復活した。この過程で自治体が運用できる財政の規模が増加し、各地方において地方色を生かした多様な事業が推進できるようになった<sup>13</sup>。

出身地と出身校ごとの学徒兵団体の設立は、少年兵参戦者の団体の設立にもつながった。学徒兵参戦者を一つに統括し、政府寄りの政治団体として存在してきた大韓学徒義勇軍同志会は軍部独裁政権時に一度在郷軍人会の管理下に統合され、民主化後は有名無実なものとなった<sup>14</sup>。そのかわり参戦者が出身校ごと、出身地域、参戦部隊ごと集まる形での記念が展開された。学徒兵参戦団体は、国家報勲処に登録し、自治団体の支援を得て追悼と記念行事を進めた。あらゆる戦跡地に追悼碑と記念塔が建てられ、毎年追悼式が挙行されるようになった。

## 2. 韓国の国際的位置の変化と国際問題としての子ども兵

国内において民主化と地方自治により抑圧されていた記憶と語る機会が与えられなかった記憶が蘇り始めたとすれば、国外においては韓国が国連加入を契機に、国際社会の一員としての活動が進んだ。1993年国連への加入は韓国が解放後南だけの選挙を行って以来の熱望でもあった。そして韓国は国際社会の一員としての責務に積極的に取り組み始め、国際社会が作った法体制に参加していった。国連において1989年「児童の権利に関する条約」が、2000年に「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が採択され、韓国は1991年、2004年それぞれの条約に加入した<sup>15</sup>。「児童の権利に関する条約」は子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を確認した条約で、第1条は「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と年齢上の子どもを定義している<sup>16</sup>。ただ、同条約の第38条においては15歳未満の者が敵対行為に直接加担しないように締約国の措置を求めており、15歳以上18歳未満の軍隊への採用は最年長者を優先するように定めるなど、18歳未満の入隊についての制限が不十分であった<sup>17</sup>。後続的措置として、2000年国連によ

り採択された選択議定書は「18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置」を締約国に求め、さらに締約国が「18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保」と定めた<sup>18</sup>。

このような国内外の変化と関心事を反映してか、1990年代韓国国内に紛争が続く地域で戦っている子ども兵の記事が多く紹介された。子ども兵の実態は主として子どもを戦闘機械のように利用している戦争の残酷さと子どもの保護を放棄している国家の無能さに焦点があてられた。1992年『毎日経済』はユーゴスラヴィア内戦に子ども兵として参戦している16歳と11歳のボスニアの兄弟が「本の代わりに銃を持ってセルビア軍と戦う」と伝えた<sup>19</sup>。1993年『京郷新聞』もリベリア反乱軍の30%が子ども兵であることを指摘し、彼らが「大人の戦争遊戯に動員され、罪もなく敵弾を防ぐ盾にされている」と報道した<sup>20</sup>。

また、子ども兵の破綻した家族関係、あきらめた将来の夢、教育の機会のはく奪とそれ故の判断力の喪失など、子ども兵個人に注目した記事が報道された。1995年『東亜日報』は戦線で行方不明になったチェチェン軍少佐である父親を探すため戦場に飛び込んだ15歳の子ども兵の言葉を伝えた。弁護士になるのが夢だった少年は、「ロシア軍を殺すだけでは十分ではありません。彼らが僕たちを全滅させようとしたように僕たちも彼らを全滅させなくちゃなりません」と語るようになってしまった<sup>21</sup>。1993年の『京郷新聞』はリベリア内戦に利用されている子ども兵の大部分が「内戦と飢餓で親を失った孤児」であり、「奴隷商人によって隣国ギニアとコートジボワールから売られた子どもたちも含まれている」と報道した<sup>22</sup>。このような子ども兵は「良し悪しの判断力がなく、敵と味方を識別できず攻撃」するなど、分別がない姿で描かれた。これらは、国際社会の一員という立場から国家や武装団体の非人権的行為を伝えて意識を喚起させる論調と考えられる。時には子ども兵本人の声を直に伝えることで哀れな感情を引き立てている。

興味深くも、紛争地域で動員される子ども兵に対する描写は、少年兵参戦者の文章やインタビューでの語りと重なる部分がある。徴兵適齢未満でありながら軍人になった少年兵参戦者の中には、飢えと避難が嫌で入隊を考えたり、街角で憲兵に連れていかれて軍人になった経験を持つ人も存在する。「本の代わりに銃を持つ」「兄弟少年兵」の事例から、朝鮮戦争少年兵参戦者は兄弟や学校の同窓とともに自らの経験が重ねられたと考えられる。また少年兵参戦者の中には遊撃隊に配置されたケースも多くみられ、大人の軍人より勇敢に戦ったと評価されることも語られることから経験の一体感を感じやすいと思われる。

韓国は、学徒兵の言説を形成する中で学徒兵の年齢よりも行動の歴史的継続性

を強調する特徴をみせた。新羅時代の花郎<sup>23</sup>や朝鮮時代の義兵<sup>24</sup>のような、国が危ういとき自発的に集まって国を守るという精神が学徒兵に受け継がれているという。また、年齢よりも学生という身分を強調することで義勇兵として参戦する行為が分別力と理性に基づいていることを物語る<sup>25</sup>。

反対に、自らを少年兵と認識した参戦者は国家の承認のため、多様な方法を試す中で紛争地域の子ども兵の言説を受け入れるようになった。自らを少年兵と語る集団の登場は、「学徒兵」でまとめていく国家の動きに歯止めをかけようとした試みとしても解釈することができる。「少年兵」という名称は、「学徒兵」が物語らない朝鮮戦争期の青少年の戦争動員の本質を語る用語であったといえる。

### Ⅲ. 少年兵参戦者の国家の承認をめぐる交渉活動

#### 1. 区別と記念の局面：学徒義勇軍との区別と「少年兵」記念の開始

1996年5月自らを「少年兵」と考えた参戦者たちは「6・25参戦少年兵同志会」（以下、少年兵同志会）という会を立ち上げた。設立当初の少年兵参戦者の自己認識は「正規軍に入隊」していた「50年7月志願兵として立ち上がった中学校2年生以上の15～17歳の少年たち」であった<sup>26</sup>。少年兵同志会は亡き戦友を追悼するための記念事業を計画した。事業は主に少年兵戦友の名簿を確保し、戦功を発掘し、朝鮮戦争史と国防戦史として記録し、慰霊塔を建立することが挙げられ、会から「国防部など関係機関に要請」していると明かした<sup>27</sup>。

初の殉国少年兵合同慰霊祭は1998年7月15日には傷痍軍警会など報勲団体からの後援により国立墓地で合同慰霊祭を行った。慰霊祭には国家報勲処長、傷痍軍警会長、軍関係者、少年兵同志会員、学生など500余名が参列した。第1部では少年兵同志会の名誉会長の献花と焼香、副会長の経過報告、会長と報勲処長の追慕辞、献詩の朗読、追悼の歌の順に行われた。第2部では僧侶の主宰による仏教式天道祭が2時間にわたって開かれた<sup>28</sup>。

同志会の立ち上げから合同慰霊祭が行われるまでの少年兵像は、愛国心によって志願入隊し、学生服と学生帽のまま背丈ほどの小銃を引きずりながらも国を救うため戦場で壮烈に散華した者として描かれた<sup>29</sup>。会の名称を「少年兵」から「少年志願兵」に変えた点、志願入隊者の経験が先に語られた点は、同志会が遠方の大邱で設立されたにも関わらず、慰霊祭のためソウルの国立顕忠院が提供されたことと国家報勲処長や関係人事が参列したことにも影響したのではないかと推測される<sup>30</sup>。

ところで、初めての合同慰霊祭を開催したことに対して同志会長は「慰霊祭を開催したのは殉国戦友を慰め、永遠な安息の場を与えるためだったが、追念辞な

んかを述べ黙祷なんかをする形式的な、見せかけの追慕式になってしまったようで心痛い<sup>31</sup>」という感想を残した。この発言から、少年兵同志会が慰霊祭を真の安息ととらえず、記念事業の展開において「形式的」なもの以上を求めることが予想される。

少年兵を名乗る人々が1996年少年兵同志会を結成してから初期の活動で重視したのは、学徒兵として知られる学徒義勇軍との区別をつけることだった。少年兵同志会がまとめた新聞記事集には1997年5月、会員の寄稿文にその意識が表れている。

少年志願兵は去る50年7月国軍が洛東江戦線まで後退した当時国家非常動員令が出され18～30歳の徴兵対象者が学徒護国団として戦争に参加していたのと違って、兵役義務のなかった幼い学生志願兵たちである<sup>32</sup>。

ここでいう国家非常動員令とは「非常時郷土防衛令」であると思われる。「非常時郷土防衛令」は1950年7月22日大統領令として公布されるが、8月1日「国会の承認を得られなかった」として一回廃棄された<sup>33</sup>。同令は8月4日再び公布された。ただ、第2条、第3条、第4条には「満14歳以上の国民」に対して「国土防衛の義務」、「一致団結して共産思想を防止」、「傀儡軍共匪其他これに協力する者を発見」、「即時警察官署に通報」することなどを義務として定めている<sup>34</sup>。あるいは、兵役法第58条における召集条項を念頭に徴兵対象者と少年兵の区別をつけていた可能性もあるが確かではない<sup>35</sup>。

いずれにしても、こうして少年兵参戦者は少々荒い方法ではあるが、徴兵対象者が学徒義勇軍として参戦したとし、少年兵を兵役義務がない15～17歳の正規軍と区別を試みることで新しい少年兵像を形成した<sup>36</sup>。

## 2. 待遇と名誉の局面：国家の承認をめぐる競争と国家有功者への昇格要請

2001年6月毎日新聞の社説は少年兵参戦者が求めるのは「名誉の宣揚」であって「年金や補償を求めるのではない」と伝えつつ、国家有功者法の改正による少年兵参戦者の待遇を主張した<sup>37</sup>。初の慰霊祭を開催して「形式的な見せかけ」のもの以上を求めることになった少年兵同志会に新しい目標が加わったのである。

少年兵同志会はまた、設立当初からの目標であった、少年兵の名簿作成などの記念事業も続けていた。少年兵同志会長によると少年兵戦死者の中で1000余名が死亡記録はあっても位牌がなかったという。2年間遺骸発掘と身元確認を続け、2002年1月時点で870名の無名戦死者の身元を確認した<sup>38</sup>。国立顕忠院に奉安されることは、名誉を取り戻すことでもあった。さらに2005年には会員による手

記集が刊行され、少年兵参戦者の中に志願入隊者だけでなく強制的な徴集で連れていかれた事例も発掘して載せられた。少年兵参戦者たちは少年兵が貢献と犠牲に値する国家有功者として待遇されること、教科書に収録されること、記念事業が続けられることを望むと伝えた<sup>39</sup>。

少年兵同志会が国家有功者法の改正を待ち続ける中、報勲研究において「少年志願兵」に関する二つの研究成果が発表された。一つは2005年『国家守護精神』に載せられたパク・ドンチャンの研究である。この雑誌は、朝鮮戦争勃発55周年を迎えて国家報勲処によって展開された学術研究事業の一環として出版された論文集である<sup>40</sup>。パク・ドンチャンは少年兵の定義が難しいことを指摘しつつ、満18歳以下を包括的な少年兵の範疇に入れている。また少年兵の参戦動機と過程を参戦者の証言から分類し、戦争当時の活動を整理した。一連の分析はほぼ志願したケースに限定されており、少年兵の事例から愛国心と犠牲精神を導き出している<sup>41</sup>。

二つ目は、2006年度報勲学学術会議において報勲学者であるユ・ヨンオクが行った「6・25参戦少年志願兵問題とその解決案」という報告とそれを整理した論文である。ユ・ヨンオクの主張は児童福祉法における児童の概念（18歳未満の者）と民法における未成年者の概念（法律行為ができない18歳未満）を援用しつつ、在日学徒義勇軍と比較を通して、少年兵参戦者の国家有功者待遇の必要を述べるものである<sup>42</sup>。この学術会議は少年兵同志会の会員150名が参観した。少年兵参戦者は「発表内容は平素我々が待ち望んでいたそのすべてを代弁しており、核心をついていたので、大変感銘を受けた。同席した一同は起立拍手で熱烈に歓迎し、やっと我々の実情が満天下に知らされるのだと、万感の思いで自負心も沸き上がった」と感想を述べた<sup>43</sup>。報勲研究は愛国行為を発掘、評価し、功労に値する補償を主張する研究である。少年兵参戦者を主題とする研究は、少年兵参戦者の補償の要求を論理的に裏付ける役割を果たしたといえる。

国家有功者の待遇を求めるにあたり、少年兵参戦者は他の国家有功者との比較を始めた。その動きは法改正が長く待たされるにつれ、激しくなった。少年兵参戦者は国家有功者として補償と待遇を受けている在日学徒義勇軍と比較し、「彼らも我々も同じ学徒兵という点、同じく志願入隊した点、同じく満期除隊した点は同一だが、違う点は彼らが海外同胞という点、我々は国内居住者という点、彼らは年齢が少年兵ではなく我々は少年兵である点に違いがあるだけ」と述べた<sup>44</sup>。

2008年2月の臨時国会において、「参戦有功者等礼遇に関する法律」の改正案が通された。国家有功者として登録されるためには別途の証明を通して承認を得ることになるが、少年兵参戦者が法律に記されるようになったのである。しかし少年兵同志会はその内容が少年兵参戦者を軽視していると反発した。改正法の第

2条に「6・25戦争に参戦した（兵役義務なしに参戦した少年志願兵を含む）事実または越南戦争に参戦した事実があると国防部長官が認めた者」という部分が問題となった<sup>45</sup>。少年兵参戦者は認識番号を持っている軍人なので、長官の認めるという行為がかえって少年兵参戦者を非正規軍扱いし、名誉を毀損したとのことだった<sup>46</sup>。

### 3. 実態の証明の局面：国防部による研究書公刊と公式記憶への編入

同時期の2008年6月24日、国民権益委員会は国家報勲処と国防部に少年少女兵の実態を調査、確認し兵籍と戦史に記録するとともに、顕忠施設を建立するよう意見を伝えた。国家報勲処は少年兵戦死者の中で1584人に対する確認作業を経て位牌を奉安し、忠魂塔建立などの事業計画書が受理されると忠魂塔を含め顕忠施設を建立すると表明した。また、少年兵合同慰霊祭に500万ウォンを支援し報勲処長名義の甲花の謹呈を計画した。国防部は少年兵参戦の事実を確認し兵籍を訂正し、6・25戦争史に反映、実態を認めるとともに少年兵慰霊祭など行事には地域の軍部隊からの支援を約束した<sup>47</sup>。

このことを受け、その後の少年兵慰霊祭においては国防部長官の言葉が述べられ、記念事業に対する金銭的支援があった。そして2011年国防部軍史編纂研究所から『6・25戦争少年兵研究』が公刊され少年兵参戦者の参戦から除隊までが6・25戦争史の一部となった。この研究書もまた、国家有功者法の改正、国家報勲処の具体的な政策指針の樹立、少年兵参戦者記念事業会の設立と政府の支援、少年兵参戦記念碑の設立と追悼事業を提案している。しかしこの研究書の提案はまだ実施されていない。

### 4. 人権問題と補償の局面：憲法裁判所<sup>48</sup>への訴願提出

実態が認められたことに対する結果は『少年兵研究』報告書の公刊として現れた。しかし国家から存在を認められても、「承認」以降の措置が未整備なことに対して再び問題が提起された。国家有功者待遇と補償の問題も取り上げられることがなかった。『少年兵研究』の公刊された翌年の2012年、少年兵同志会はメディアとのインタビューで「少年兵の実態を認め整理したという点で意味がある」と評価し、「少年兵が非正規軍だと誤解されてきたのに、正式軍番を与えられた正規軍だったということを明らかにした」と述べた<sup>49</sup>。

少年兵同志会が設立された当初の目的の一部（追悼行事の開催）は果たされた。しかし、記念館や忠魂塔の問題を含め、会が活動を続けるにつれて加えられた目的（国家有功者として昇格）はまだ達成できずにいた。少年兵同志会はそこで次の手段に移行する方針を述べている。



これまで国家も当事者も名誉なことになるよう3代の国会にかけて国家有功者法の改正を要求したが（政府と国会は）我々の哀願を無視した。（中略）これから国家有功者法の改正よりは不法徴集による補償を政府に要求する計画<sup>50</sup>

少年兵同志会は設立当時から入隊過程における強制性を意識して「少年兵」という言葉を用いたが、国家の行為が国際社会に犯罪行為として映し出されないように「少年志願兵」と変更したという<sup>51</sup>。そうすることで、参戦者の中でも少数集団として持つ最も核心的な特徴である「徴兵適齢未満の未成年者に対する強制的召集」は、事実上最後の交渉手段として残されていた。

2014年6月11日少年兵同志会は憲法裁判所に対して憲法訴訟願審査を請求した。朝鮮戦争当時の国家の徴集行為が基本権を侵害した行為とし、次のような請求趣旨を作成した。

1. 国防部長官が6・25戦争中請求人らを強制徴集したことは法治主義原理を違反し請求人らの児童権等を侵害したもので憲法違反であることを確認する。
2. 第1項の強制徴集によって児童の権利等を侵害した状態に対して何の立法措置を行っていない国会の不作为は憲法違反であることを確認する<sup>52</sup>。

少年兵参戦者たちは、10代の少年が大人と同じ軍装と武器を背負い戦闘を経験し、3年以上の服務期間を持ったことによる肉体的、精神的被害とともに、学校にまともに復帰できず学業を続ける機会を失ったことに対する諸権利の救済を求めた。「国民の安全と生命を保護すべき国家がかえって戦争時に児童を強制徴集する反人倫的犯罪を犯した」という人権問題としての問題提起であった。

結論からいうと、憲法裁判所は請求を却下した。請求却下という判断に至るまで「6・25参戦少年兵徴集背景と国家的礼遇」、「徴集行為に対する判断」、「立法不作为に対する判断」という三つの点において検討がなされた<sup>53</sup>。まず「6・25参戦少年兵徴集背景と国家的礼遇」において、少年兵を「兵役義務がない満18歳未満児童として1950.6.25. から1953.7.27. の間正規軍として参戦し除隊した人」と定義している。そして少年兵に対して国防部と報勲処が少年兵の実態調査と確認、兵籍の訂正、追悼事業などを進めていることを挙げた。さらに、少年兵たちが裁判所の判断が下される当時の参戦有功者法に従い参戦有功者としての地位を認められ、それによる礼遇と支援を受けていることを確認した。

「徴集行為に対する判断」においては、戦争時基本権侵害という事態をきたした国家権力は消滅し、民主化後長らく通常の法の手続きが作動していたことを考慮すると請求期間が過ぎていることに対する正当な理由が見いだせないと判断した。

「立法不作為に対する判断」においては、請求人が参戦有功者と登録されており、参戦有功者法が定める名誉手当、医療支援、養老保護の支援がなされ、請求人の中には傷痍者として国家有功者に登録されている人がおり、報勲給与金、教育支援、就労支援、医療支援も受けられることを確認した。

これらを考慮する限り、少年兵参戦者の請求はすでに遅く、制定された法律によって各種支援を受けていることによって基本権の侵害には当たらないという意味であると考えられる。しかしながら、裁判所が請求を却下したにもかかわらず、以下のような意見がさらに加えられている。

ただ、6・25参戦少年兵の大多数が3年1ヵ月の戦争の中でも最も危急で犠牲の多かった1950年8月の洛東江防御線戦闘と1・4後退を前後した5-6ヵ月の間に法令上の明確な根拠もなく徴集され戦闘を経験し、彼らの犠牲と貢献が戦乱克服の土台となったのは事実である。それにも関わらず、少年兵たちは学徒義勇軍と違って学生復帰令の対象にならなただけでなく、休戦後も軍に残って任務を遂行した。徴集当時15-17歳だった少年兵たちは丈夫な青壮年軍人と同じ状況で戦争を経験し、その最中に勉学の黄金期を逃がし身体的にも精神的にも全うな発展が難しかった。したがって除隊後も社会適応と自立基盤を整えるのに大変困難を経験せざるを得なかった。

このように少年兵たちが被った被害が非常に大きく格別なものであるにも関わらず、その間国家賠償請求を通して十分に賠償を受ける機会があったことを理由に適切な時期にそのような手続きを進められず十分な賠償を受けられなかった責任を彼らにだけ向けることは、(中略)成人として参戦した人と少年兵を同じく扱っており、少年兵たちが被った被害の特殊性と重大性を十分考慮していると考え難い。

(中略)立法者がその立法裁量をもって別途の特別法を制定したり既存の法律を制定することで少年兵の特殊な犠牲と貢献による補償または賠償を図ることが禁止されたわけではない。むしろ財政の与件が許されれば少年兵たちの犠牲をたたえ被害を補償または賠償する方法を求めることが望ましい<sup>54</sup>。

(下線は論者の強調)

憲法裁判所は、少年兵に対する身体的、精神的被害の存在は認めるものの、そ

れを戦乱という国家の困難に対する犠牲と献身として評価している。「勉学の黄金期を逃し身体的にも精神的にも全うな発展が難しかった」だけでなく「除隊後も社会適応と自立基盤を整えるのに大変困難を経験」していることは裁判所も認識している。しかしそれは国家による子どもの戦争動員という行為を認めるものではなく、参戦勇士の犠牲に値する補償ができなかったことに対する判断と考えられる。それで裁判所は、子どもの人権侵害の観点から補償または賠償が行われるべきことではなく、国家のための犠牲行為に対して補償または賠償が行われる余地があると提示している。韓国の民主化が成し遂げた成果の一つとしての憲法裁判所は、法治国家という特性と先進国としての韓国の立ち位置を意識している。

その意識は、グローバル・ノースの一員として自国の子どもの戦争動員を見る視線にも表れる。それは、先進国がかつて行った子どもの戦争動員を過去のことに限定し、青少年に対して影響を及ぼす軍事文化を愛国心や冒険心、克己のような近代の理性の産物としてみなすことである。さらに、現代のグローバル・サウスにおける子ども兵の動員については紛争そのものの歴史性を排除し、子どもの不幸な個人史に注意を向け子ども兵を動員した国家と団体の無能を強調する。これは国家及び政治体制の間に優劣をつける行為でもあり、自然にグローバル・サウスに対するグローバル・ノースの優位を正当化する<sup>55</sup>。

#### IV. 交渉過程に表れる少年兵参戦者の特徴分析

##### 1. 参戦勇士としての特徴

少年兵参戦者の存在を紹介する新聞記事においては彼らの愛国心が重要な要素として登場した。特にそれは学徒義勇軍との区別を図りながらも同等に扱われることを望んでいた少年兵同志会の設立初期から2000年代前半にかけてみられる。少年兵参戦者も、強制的な召集過程の経験談より自発的な志願入隊の事例のほうを紹介しており、メディア側もそれを重要に取り上げている<sup>56</sup>。

その後記された少年兵参戦者自らの文章においては、愛国心という要素があまり目立っていない。『韓国論壇』という保守的論調の雑誌に2007年と2008年にかけて投稿された9本の少年兵参戦者による手記は、怖さ知らずの幼い頃の回想、激しい戦闘の記憶、肉体と精神に刻まれてしまった傷害を語っているだけである。

さらに、『6・25戦争少年兵研究』で実施した2010年のインタビューでは愛国心を否定しているような発言もあった。例えば、国家が少年兵参戦者の問題を解決できない場合を仮定し、「正しく評価されないなら、そんな国に子息を軍隊に行かせる必要はないではありませんか」と反問する。また、「(孫を)行かせません。こんな国に忠誠する価値がありません」と言い放つ個所もみられる<sup>57</sup>。それ

と同時に、「なんの兵役の義務もない少年兵たちが愛国心で参戦したことを特別に強調しないと活かせません」と語る部分は、愛国心というものが少年兵の語りに要求される重要な部分であり、聞き手が求める要素であることを認識しているように見受けられる部分である<sup>58</sup>。

このように愛国心という要素が少年兵の語りの中で変化してきたということは、参戦勇士であることに愛国心は意外と関係がないということを物語っているのかもしれない。というのは、少年兵参戦者の持つ参戦勇士としての特徴は参戦行為、つまり犠牲行為に代表されるという意味であろう。参戦という犠牲の行為は、具体的には与えられた軍番と身体に残っている戦傷の痕、そして生々しい戦闘の記憶で証明され、簡単に消される性質のものではない。実際に少年兵参戦者を含む参戦勇士は戦闘の記憶を昨日のこのように詳細に語っている<sup>59</sup>。

同時に、この特性は学徒兵参戦者と顕著に分かれる部分でもある。学徒兵参戦者も同じく参戦行為を語っているが、それは義勇兵としての参戦である。そのため参戦動機である愛国心が常に語られる<sup>60</sup>。

しかし参戦の補償としての国家有功者承認が考慮されないとき、少年兵参戦者は自らの愛国心を再び証明をしなければならない立場になった。そこで少年兵参戦者は再び証明するほうを選ぶより、愛国心を評価してくれない国家を批判した。愛国心を正しく評価できない国に忠誠する価値がないと言い切れるのは、犠牲が先に払われているためだといえる。

## 2. 承認をめぐる競争者としての特徴

国家から愛国行為に対する補償が選別的になされたとき、補償の対象となる集団同志の競争が生じる。それは、在日学徒義勇軍から韓国人学徒義勇軍と少年兵の集団がすべて連なっている競争でもあった。この競争を触発した要因の一つは、最初に補償を受けた在日学徒義勇軍であった。1968年国家有功者として定められ手当が与えられ、1985年には遺族にまで年金が承継され支給できるようになった。在日学徒義勇軍は日本在住者で兵役の召集令状が発布される対象ではなかったが、祖国のために参戦したという自発性が称えられた。これは戦争当時韓国国内に蔓延していた兵役忌避現象を抑えるための模範的事例のように扱われていた<sup>61</sup>。

ところで、入隊や参戦の義務の有無を考慮すると少年兵参戦者も徴兵適齢未満であったため、参戦する必要がない集団に該当していた。1993年参戦勇士に対する礼遇法律が改正され、負傷の事実がなくても参戦した事実さえ確認できれば手当をもらえるようになったが、それは国家有功者に支給される金額に比べると1ヵ月の生活費にもならない程度のものであった。このような「違い」は、少年兵参戦者が国家有功者の資格を求めながらも他の集団の功勳に序列をつける行動

を触発した。

少年兵参戦者はあらゆる知識を動員して、朝鮮戦争に参戦した集団と少年兵参戦者を比較する作業を始めた。既存の研究を参考に、年齢、兵役義務、入隊の形、身分の違いが比較された<sup>62</sup>。そして参戦した年齢に決定的な差があるため、幼少な兵士が持つ肉体的、精神的被害をさらに訴えた。この作業は、少年兵参戦者に向けられるべき支援が如何に行われるべきかを定め、他の集団より少年兵参戦者が優先されるべき理由を探すものであった。

少年兵参戦者は「同じ時期、同じ戦争で、同じく兵役の義務がないのに参戦した在日本学徒義勇軍と光復軍も6ヵ月以上服役した者は早くから国家有功者として待遇されている」のに、「3年間の戦争をすべて経験した少年兵だけ疎外されてきた」と述べ、「衡平性を失った差別待遇」だと主張した<sup>63</sup>。ただ、その主張に正確性は少々かける部分がある。特に、「同じく兵役の義務がない」という点において、1949年の兵役法が第1条で「大韓民国国民となる男子は本法の定めるところに依り兵役に服する義務がある<sup>64</sup>」と定めている限り、韓国国籍の男性なら誰もが兵役の義務があると解釈せざるを得ない。また、同じく志願入隊したとしても、少年兵参戦者の中では自発的、強制的入隊のケースが分かれている。しかし(Ⅲ)で述べたように、少年兵の自発的な入隊の事例を主張するときは国家を非難するより、説得し資格を要求するために選んだ選別的ケースであったことを想起しておきたい。

国家有功者承認をめぐる競争意識を強化した二つ目の要素は、90年代の民主化関連有功者法律の制定であった。少年兵参戦者たちは補償の順序において考慮すべき事の大きさがあると、独自の序列認識を披露した。たとえば、「順番通りだと日帝と戦った独立有功者が上座で、その次に6・25と越南参戦者の関連国家有功者が並ぶと言える。大韓民国という国家的守護が最優先であってその次に民主化運動があるためである<sup>65</sup>」という主張がそれである。

「順番」を無視された少年兵参戦者の感じた「侮辱」は在日本学徒義勇軍だけが記念の対象となってきたことによる疎外感の延長線上から生まれたが、そのような制度を維持してきた国家が民主化有功者を発掘することに至っては怒りと転じた。少年兵同志会という団体を立ち上げてまで10年間絶えず活動してきたことに対して手ごたえを感じられなかった失望は、時の金大中、盧武鉉両政府への非難につながった。少年兵参戦者は「北韓は6・25の時少年兵が命をかけて戦った仇であり敵であった。それにも関わらず、去る10年間の金大中・盧武鉉の左翼政権は北韓から謝りの言葉一言も受け付けず、多額の金と物資を注いで助けながらも、彼らを撃退するために血を流して戦い苦難を経験した少年兵に対してはあまりにも無視することではないか<sup>66</sup>」と嘆いた。これは少年兵参戦者が敵とみ

なして戦ってきた北朝鮮に柔和な態度を取る政府に対する反発であり、民主化の記憶だけを掘り起こす政府に対する悔しさでもあった。

民主化以後の韓国社会は、長い間封じられていた弾圧の記憶を掘り起こすことに夢中であった。解放後から軍事政権に至るまで、国家による暴力と人権の蹂躪が横行していたことを直視し、それに抵抗していた運動の歴史を掘り起こし、抑圧されていた犠牲者に正当な追悼と補償を返すことが求められた。過去の歴史における国家の過ちを正し、真相を究明するための法律が2000年を前後して次々と制定された。2000年には「済州4・3事件真相究明及び犠牲者の名誉回復のための特別法（略称、4・3特別法）」が、2005年には「真実・和解のための過去史整理基本法（略称、過去史整理法）」が制定された。特に、過去史整理法は「真実・和解のための過去史整理委員会」を設置し、特定の事件や時期に縛られず、植民地支配下の強制動員被害者、朝鮮戦争下、軍事政権下の虐殺、人権侵害に対する真実を究明し、責任、謝罪、名誉回復、補償といった措置を国家に勧告する役割を同委員会に与えた<sup>67</sup>。

しかし長い間忘れられていた少年兵参戦者にとってそれは忘却の続きに過ぎなかった。さらに北との対話を試みる韓国政府の態度は、参戦勇士としての位置を脅かすものとして映し出された。そして彼らは「光州5・18や4・19といったこの人々は国家有功者に指定されているのに、じっくりと考えてみたら少年兵の参戦精神が決してこの人々に劣るものではない<sup>68</sup>」と考えた。彼らの中で過去史関連法律制定は「我々が考えるに6・25参戦少年兵たちに対する世辞と配慮と慰めと補償は金・盧政権の民主化関連者補償よりはるかに重要」だという認識によって位置づけられた<sup>69</sup>。

さらに付け加えると、韓国にとって国家による暴力を正すことは、民主化によって権力を国民に返すことだけでなかった。グローバル社会の一員として国際的に合意された人権意識を国内に取り入れ、脱冷戦時代に合わせて反共主義イデオロギーから脱皮することにつながる問題だった。しかし、実際として朝鮮戦争は休戦状態のままで、少年兵参戦者たちのような個人のレベルでは冷戦的思考が続いていたと考えられる。

以下のように、比較と序列関係の設定の過程で少年兵参戦者の立場の矛盾が生じた。少年兵としての被害を訴えるときは入隊過程での強制性がともに挙げられる。しかし補償を求めるとき名誉回復や国家有功者という名分をともに求めると入隊動機の愛国心やある程度の自発性を提示せざるを得ない。

### 3. 子ども兵被害者としての特徴

前述した参戦勇士と競争者という特徴から見えていた自発性は、子ども兵被害者としては表れない。少年兵参戦者が最後の交渉の局面で主張した内容からは、戦時の政府と軍当局によって行われた強制的な動員と子どもの人権の侵害という二つの事項から、強制性と純粹性という特徴が強調されていた。

強制性は少年兵の召集の過程における強圧的な行為や言動を受けた経験から表れた。ある少年兵参戦者は「もし来ない場合は銃殺される」と、学校の職員から声をかけられたという。そして学校に行ってみたらそのままトラックに乗せられ訓練場に送られた。そのような経験を少年兵参戦者は強制的に動員されたと認識していた<sup>70</sup>。

自分の意志と関係なく、十分な説明なしに入隊をさせられた事例もあった。「身元明細書」を書くようにと言われて書いて提出したら、そのまま軍人として第一線に送られることになった人もいた。未成年者は徴集対象ではないので軍人ではなく警備や荷物運びなどの任務に回されると言われたが、結局訓練所を経て戦線に送られた。この少年兵参戦者は「入営志願書を作成し提出した覚えもなく、後方に送られるということも事実ではなかった」と語った<sup>71</sup>。

周りの状況に左右されてやむを得ず志願したことも挙げられた。「人員は不足しているし人数を埋めようと警察、面書記が先行して家ごと周りながら男子がいれば連れて行くような状況下で、ある少年兵参戦者は「連れていかれるよりは自ら行かねばならないのだろうか」と友人たちとの相談のうへに入隊を決めた<sup>72</sup>。

『少年兵研究』がまとめた少年兵参戦者の入隊過程は「(1) 学校附属将校の勧誘、(2) 学校の召集、(3) 国民防衛軍召集令、(4) 警察や憲兵の不審者検問、(5) 志願入隊、(6) 防衛将校の勧誘、(7) 大韓学徒義勇軍に入隊後現役に編入、(8) その他の徴集<sup>73</sup>」という8つのケースで分類される。明確な志願による入隊だと分類しているケース以外のは、物理的な力の行使から立場上の関係を利用した勧誘まで、徴集対象でもない相手に何かの形で圧力をかけて行われていたとみられる。この報告書は「自発的動機と非自発的動機」という表現を用いているが、非自発的動機を「徴集、募兵など」と分類しているので、強制的であるとも言える。しかし、「私は学徒兵で入隊したわけでもないし、そのときすべての軍人は私のしたように参戦したと思っていましたよ。だから少年兵という概念も知りませんでしたし<sup>74</sup>」という証言からみられるように、彼らはそのような自分自身の状況も知らなかった。

少年兵参戦者は除隊が自分の意志でできなかったことも強制的なものとして認識した。休戦後も除隊できず学校に戻れない状況で、少年兵たちはあらゆる手段を講じるしかなかった<sup>75</sup>。学徒義勇軍のほうは1951年3月から解散と復校が順次

に行われ、学業を続けることができた。その反面、前方で現役軍人として服務していた少年兵たちは学業を続ける機会も強制的に取り上げられてしまっていた。少年兵参戦者は「私たちは知らなかった。知っていたら反抗したかもね。(中略)もう軍人だったから。いくら幼いからってこれはあり得ないことだ。15, 16歳の子ども連れてきて軍番与えて教育させてというのが<sup>76)</sup>」と語る。少年兵たちは情報が知らされることもなく、すでに学生の身分ではなくなったため復校の対象でもなくなっていた。そしてそのように本来与えられるべきものが与えられず、選択肢が取り上げられていた状況は、いくら入隊と除隊に「申請」という過程があったとしても強制性があったといえる。

少年兵参戦者のナラティブに表れるもう一つの特徴として、何も知らない純粋な子どもという姿を強調していることが挙げられる。まず、戦争そのものに対する無知を強調している。たとえば、ある少年兵参戦者は戦争勃発後7月から休校となって、農村の手伝いをしているとき、学校の教務職員から呼ばれたときの状況を「私は家事と勉強しか知らなかったので、銃殺という単語さえわからなかった。それで私は銃殺とは何なのか聞いた<sup>77)</sup>」と回想している。続いて、学校に集まってトラックに乗せられたことについても、「乗車するまでも引率者の正体がわからなかったが、車が動き出したとき彼らが防衛軍将校だとわかった。しかし私たちはその時迫ったことが理解できず、そのまま連れていかれるしかなかった<sup>78)</sup>」と、状況に対する無知を強調している。また、「少年兵たちは分別もなく軍隊が何なのかも知らず、(中略)階級章というものも知りませんでした<sup>79)</sup>」という語りや、「中学校のときは思想的理念もありませんでした。(中略)軍隊、軍番が何なのかわかってない<sup>80)</sup>」というなど、軍隊と戦争に対する知識がないことを真剣に訴えている。

補足すると、少年兵参戦者は入隊当時14~17歳で、1933年~1936年生まれに当たる。ということは、アジア太平洋戦争時に小学校に通っていたと推測できる年齢である。戦時期朝鮮の学校で銃、軍隊、階級が分からなかったとは考え難いが、それほど年齢の幼さを強調しているのだと思われる。

物事が分かっていない子ども像の強調は、イデオロギーの側面からも表れる。分断と戦争という極めて政治的な環境下にいたことを意識してのことか、「忠誠心だの民主主義だの共産主義だの、そんなものを考える年齢ではありませんでした」と、イデオロギー対立状況に対して距離を置くような口調がみられる<sup>81)</sup>。「私たちは理念的な概念がなくて、アカというものは化け物だと思って」いたと告白したり、「私たちは思想を知らないから」と語ることから、自らの行動に政治的意図はなく中立的で純粋な子どもであったことが強調される<sup>82)</sup>。

ところが、この純粋性について、韓国社会は愛国というレンズを通して解釈している。ある少年兵参戦者の語る「我々は純粋だった」という言葉に対して、「そ



の純粋な血の中から今日の大韓民国が生まれた」と、解釈を加えている。少年兵参戦者たちの語る純粋さは、戦争と理念と離れた脈絡で語られたが、一途な思いと解釈され、愛国心として強調されたのである<sup>83</sup>。

そもそも戦争によって永遠に失われてしまった子どもの純粋性という特徴は、保護されるべき社会の構成員まで戦わせる、動員の主体に対する政治的な無能を強調する。そして国家や共同体の政治的無能が設定されると、外部からの介入が正当化される<sup>84</sup>。今日のグローバル・ノースの少年兵言説は、国家の正当性を損傷させない範囲の中で歴史性をもって語られている。すなわち、強制性、純粋性、被害者性という少年兵参戦者の特性がグローバル・サウスの子ども兵と特性と同じだと認めてしまうと、韓国の国際社会における面が傷つくという認識であろう。

## V. おわりに：「犠牲」が示す「少年兵」の両面性

自らを少年兵と語る参戦団体の登場は、自発的参戦を代表する「学徒兵」でまとめられる国家の記念に歯止めをかけようとした試みと言える。「少年兵」という名称は、朝鮮戦争期の青少年の戦争動員の本質を物語る本質的な用語であったといえる。

少年兵参戦者が声を上げ国家による存在の承認と待遇がなされるまでは、至難の交渉過程が求められた。少年兵参戦者が究極的に求めた目標は達成できなかったが、朝鮮戦争史の一部に記録されることはできた。少年兵参戦者は自らを学徒義勇軍と区別し少年兵と呼び、少年兵だけの記念事業を開始した。その後国家に少年兵の存在を認めてもらい、国家有功者の資格を要請する運動を展開した。国家有功者には昇格できなかったものの、国家によって認知されたことにより、少年兵参戦者の活躍が公刊書にまとめられ、本格的に公式記憶に編入された。

少年兵参戦者が「少年志願兵」という名前で国家からの承認を得たことは、少年兵参戦者の国家のための「犠牲」が認められたためであろう。兵役という義務がまだ負わされていない者の自発的な犠牲は、義務を忌避した者を責め、啓道する役割を果たした。特に少年兵参戦者は、将来兵役を全うする子どもに対して、行動だけでなく精神までも教えられる学徒義勇軍とともに先輩軍人としての子どもの軍事化を一部担当することになる。

ところで、少年兵参戦者の先達としての役割と自らの動員の経験に対する認識は、現代の人権問題としての子どもの戦争動員に対する認識との間においてややズレを引き起こす。少年兵として動員され子どもが享受すべき幸せと権利をすべて亡くしたことも少年兵参戦者の払った「犠牲」である。しかしその犠牲は、国家による子どもの人権の侵害として、憲法上の解釈を求められたが受け入れられ

なかった。少年兵参戦者は「子どもの人権の侵害」を受けた被害者として、当事者性を持つ活動以上の領域に活動を拡張することは見られなかった。したがって、現段階までの分析を通してみられる少年兵参戦者の自己認識は「少年兵」という区別をつけた「参戦者」に近いと考えるのが妥当ではないだろうか。

「参戦者」の特性が交渉を主導した結果、少年兵参戦者は「子どもの戦争動員」という普遍的問題へと活動領域を拡張することなく活動を終えることになった。交渉の局面初期は自らを参戦勇士の一部であるが区別された集団として位置づけることで愛国心と自発的な参戦を強調した。国家有功者の待遇を求める中期には、要求が受け入れられないことに対して他の国家有功者との比較を通して序列を形成した。また、民主化有功者が先に待遇されたというはく奪感による敵対感を表し、限られたパイをめぐる争う競争者としての側面を見せた。最後には、少年兵参戦者たちが初期から国家の体面のために出さないでいた動員の被害者としての姿を主張した。そしてそのような被害者としての姿には、入隊から除隊にかけて被った強制性と、幼い年齢を強調する純粋性が目立っている。この強制性と純粋性は子ども兵問題におけるナラティブと共通する特性であるが、この共通点が注目されることはなかった。

一方、韓国は途上国から先進国へ、第3世界からグローバル・ノースの一員へと自らを編入していく時期であり、少年兵に関してもグローバル・ノースの言説を受け入れる90年代の時期を経た。国際社会における紛争地域の子ども兵に対する過度な相対化・他者化は、北半球の先進国における少年兵動員の歴史を特別なものとし、韓国はその動きに同調した。そのため、「普遍的人権問題」として自らを再認識して承認を得る交渉を望んだ少年兵参戦者の試みは、国家の位置づけにそぐわないものとされてしまった。脱冷戦とグローバル化を図る韓国に挑んだ少年兵参戦者は冷戦の遺産そのものであり、両者の交渉の場はグローバルスタンダードと冷戦の秩序が重なる場であったといえるのではないだろうか。結果として、他者化される対象としての少年兵像を国家の公式的な承認の対象とすることはせず、少年兵参戦者は「少年志願兵」として記憶されることになった。

本稿は1990年代から始まった韓国の民主化とグローバル化の中で動き出した少年兵参戦者の活動と記録を通して彼らのアイデンティティの分析を試みた。分析を容易にするため90年代以降の韓国国内外の変化を民主化とグローバル化という二つに単純化して展開したが、さらに時代背景を細密に把握するために資料分析の必要がある。また、少年兵という基準に合致するが自らを少年兵と考えず、名乗らなかった参戦者も多くいた可能性があり、一つの同志会に縛られず分析対象の範囲を広げる必要がある。これらを今後の課題としたい。

## 注

- 1 本稿はJSPS特別研究員奨励費（JP18J21628）の助成を受けたものである。
- 2 韓国の国防部軍史編纂研究所による研究書『6・25戦争少年兵研究』（以下、『少年兵研究』）は朝鮮戦争に参戦した少年兵を「戦争が勃発した後軍番を与えられた正規軍で、学籍の所有を問わず満17歳以下の年齢で祖国守護のために前後方で勤務し、一定の期間の服務を完遂（傷痕を含む）したことにより除隊した者」と定義している。本稿は「児童の権利に関する条約」の「18歳未満のすべての者」という児童の定義と上記の『少年兵研究』の定義を参照しつつ、韓国軍の兵籍の有無に関係なく、朝鮮戦争中戦闘行為に参加したとされる満18歳未満の者を「少年兵（boy soldier）」とする。また、用語の混乱を避けるため、子どもの武力闘争への関与問題によって認識され国連において定義された満18歳未満の対象に対しては「子ども兵（child soldier）」と表記する。国防部軍史編纂研究所『6・25戦争少年兵研究』（ソウル：国防部軍史編纂研究所，2011），106.；「児童の権利に関する条約」第1部第1条.；「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」第1条、第2条。
- 3 学徒義勇軍の定義において「現在国家報勲処から認められ活動している学徒義勇軍団体の会員の中には、参戦当時に学生的身分ではなかった人もいれば、参戦当時学生的身分だったけれどすぐ軍番が与えられ正規軍に編入された人も含まれているからである」という範囲設定の難点が指摘されるものの、「6・25戦争が開戦した時点から1951年3月16日李承晩大統領の‘学生学校復帰指示談話’によって国防部政訓工作隊等が実際解散した1951年4月まで、戦争勃発当時学生的身分を維持していた者の中から、本人の意思によって自発的に志願した者の中で、軍番が与えられずに活動した者で、韓半島の全域において、共産軍を相手として戦闘（正規及び非正規）に参加したり、後方での共匪掃討及び治安維持、我が軍に対する看護活動、前・後方での宣撫工作等に参加することで、軍と警察の業務を手伝った個別の学生または団体を意味する」と定義される。国防部軍史編纂研究所『6・25戦争学徒義勇軍研究』（ソウル：国防部軍史編纂研究所，2012），6, 15-6.
- 4 学徒義勇軍は1959年兵役法改正において初めて正式に用いられ、戦争当時は学徒隊、学徒義勇隊、学徒兵、学兵とも呼ばれていたことが確認されている。さらに義勇軍だけでなく、学生的身分で参戦し軍人になった人も学徒兵と呼ばれていた。一例として、1951年江原道にある太白中学校の生徒たちが集団で志願入隊をし、その6カ月後正規軍になったが、今も太白中学徒兵と呼ばれ記念されている。本稿では文脈によって学徒兵という用語も併用する。陸軍本部『韓国戦争時学徒義勇軍』（ソウル：陸軍本部，1994），17-8；太白中学徒兵記念館第1展示室「ペンの代わりに銃を握った太白学徒兵」（2019年12月11日訪問）。
- 5 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」の第4条は「大韓民国国民として日本に居住していた人で、1950年6月25日から1953年7月27日までの間国軍または国連軍に志願入隊し、6・25戦争に参戦し除隊した人」と定義している。国家法令情報センター（<http://law.go.kr/lslawLinkInfo.do?lsJoLnkSeq=1000375327&chrClsCd=010202> [アクセス：2020年9月15日]）。
- 6 国防部の研究報告書はそれぞれを「純粋な学徒義勇軍」と「広義の学徒義勇軍」とも定義している。純粋な学徒義勇軍は義勇軍として参戦し最後まで義勇軍だった集団を意味し、広義の学徒義勇軍は義勇軍として参戦し途中から軍入隊をして軍人になった集団を意味する。一方、少年兵参戦者は自らを「広義の学徒義勇軍」ではなく軍人であり、入隊時の年齢が18歳未満であったことから「少年兵」や「少年志願兵」と主張した。これは国際的に定義されている「子ども兵」の定義を援用したものである。国防部軍史編纂研究所『学徒義勇軍研究』317；国防部軍史編纂研究所『少年兵研究』183.など参照。
- 7 韓国国家報勲処によると報勲は「国家のための献身を忘れず報いる」ことであり、英語では「Patriots and Veterans Affairs」と表記しており、愛国者と参戦勇士のように国家の

- ために献身した人々に関することと理解できる。そして報勲研究は彼らの功績を発掘し、それに値する待遇と補償を考える研究といえる。
- 8 バク・ドンチャン「少年志願兵の参戦と活動」『国家守護精神』1 (2005), 91-130.; ユ・ヨンオク「'6・25参戦少年志願兵'の国家有功者としての当為性」『韓国報勲論叢』5 (2006), 9-53.
  - 9 Eleni Coundouriotis, "The Child Soldier Narrative and the Problem of Arrested Historicization," *Journal of Human Rights* 9, no.2 (2010) : 191.
  - 10 Lorraine Macmillan, "The Child Soldier in North-South Relations," *International Political Sociology* 3, no.1 (2009) : 47.
  - 11 Katrina Lee-Koo, "Horror and Hope: (re) presenting militarized children in global North-South relations," *Third World Quarterly* 32, no.4 (2011) : 735.; 一般的に南北問題は先進国と発展途上国の経済的格差をめぐるものであり、20世紀半ばまでの宗主国と植民地における不均等な資本主義体制に起因するともいわれる。論者はその格差に規則をつくる力の有無も含まれると考えている。つまり、少年兵を不法だと規定する力は、グローバルスタンダードを作る側、すなわちグローバルノースに偏っていると考え、論を進めている。
  - 12 金秀鎮「87年体制歴史的進化過程における批判的省察」『議政研究』23 (2017) , 18.
  - 13 アン・ジョンソク「財政分権のための地方財政制度の改編方案」『財政フォーラム』10 (2019) , 34.
  - 14 国防部軍史編纂研究所『学徒義勇軍研究』316.
  - 15 大韓国外交部「国際人権規範」頁 ([http://www.mofa.go.kr/www/wpge/m\\_3996/contents.do](http://www.mofa.go.kr/www/wpge/m_3996/contents.do) [アクセス: 2020年8月10日]).
  - 16 日本国外務省「児童の権利に関する条約」頁 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> [アクセス: 2020年8月26日]).
  - 17 Ibid.
  - 18 日本国外務省「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」頁 ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159\\_14a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_14a.pdf) [アクセス: 2020年8月26日]).
  - 19 「ボスニア兄弟少年兵」『毎日経済』(1992年9月28日).
  - 20 「リベリア反軍「リベリア民族愛国戦線」所属の少年兵士」『京郷新聞』(1993年4月5日).
  - 21 「チェチェンの悲劇 父親を探して戦線を彷徨う15歳の少年兵」『東亜日報』(1995年1月15日).
  - 22 「怖さ知らずの10代 敵弾向け盾に動員」『京郷新聞』(1993年4月5日).
  - 23 花郎とは新羅時代における青少年の修練団体である。平時は歌と舞を磨き、国土巡礼をするなど修練に励み、国家の危機には軍に配属され戦ったという。韓国民族文化大百科事典「花郎道」頁 (<https://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0064589> [アクセス: 2020年9月1日]).
  - 24 義兵とは「国家に外敵の侵入を受け危急なとき国民が自発的に組織する自衛軍」と定義される。韓国の歴史において義兵の結成は新羅時代から高麗時代と朝鮮時代を経て大韓帝国期まで引き続き確認されている。韓国民族文化大百科事典「義兵」頁 (<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0043232> [アクセス: 2020年9月1日]).
  - 25 学徒義勇軍戦勝記念館「学徒義勇軍」(2019年12月10日訪問).
  - 26 後に会員が多く加わり、14~17歳と年齢幅が広がり、女性の兵士の存在も確認されたので少年少女兵と改めた。
  - 27 「「戦場の若い護国魂ご存知ですか」6・25少年兵同志会の戦友探し」『毎日新聞』(1996年6月15日). ; 「6・25少年兵ご存知ですか」『朝鮮日報』(1996年10月2日).
  - 28 「6・25時殉国少年志願兵合同慰霊祭」『韓国族譜新聞』(1998年7月28日). ; 「6・25参戦殉国少年兵合同慰霊祭」『ソウル新聞』(1998年7月16日). ; 「6・25殉国少年兵合同

- 慰霊祭」『東亜日報』（1998年7月16日）。
- 29 6・25参戦少年志願兵中央会『6・25参戦少年兵 [言論報道1996～2012]』（大邱：6・25参戦少年志願兵中央会, 2013）, 191-207.
- 30 ユ・ヨンオクは「兵籍書類のどこにも区分して明記されていない」ため証明が難しく、同志会においては「国家が判断もまともにできない子どもを国家の公権力により強制的に入隊させ、人権を弾圧し子どもを虐待した恥ずかしい行為が国際社会に照明されないことを願い」、政府次元においても「国際的には国家の立場と国内的には国民に対する情緒を考慮して」少年志願兵という用語になったという。ユ・ヨンオク, 36.
- 31 「“紅顔の少年兵永遠の安息の場探さねば”」『韓国族譜新聞』（1998年8月4日）。
- 32 「6・25戦争で殉国した少年志願兵 国家が合同慰霊祭行うべき」『嶺南日報』（1997年5月28日）。
- 33 『大韓民国官報』第385号（1950年7月27日）。；『大韓民国官報』第386号（1950年8月2日）。
- 34 『大韓民国官報』第387号（1950年8月4日）。
- 35 兵役法第58条は「大統領は戦時、事変其他必要によって帰休兵、予備兵、後備兵、補充兵または国民兵を召集する」と規定している。「兵役法」『大韓民国官報』第149号（1949年8月6日）, 4.
- 36 1996年～1998年の間、少年兵同志会への入会が続き、記事において参戦者の入隊年齢が15～17歳と紹介されたものが14～17歳と紹介されるようになっている。6・25参戦少年志願兵中央会, 191-207.
- 37 「6・25参戦少年兵’の礼遇は当然のもの」『毎日新聞』（2001年6月6日）。
- 38 「“無名勇士の遺骸発掘、政府が乗り出すべき…”」『朝鮮日報』（2002年1月14日）。
- 39 「思い浮かぶ君の顔、花のように星のように」『世界日報』（2005年6月24日）。
- 40 「発刊辞」『国家守護精神』1（2005）, 2-3.
- 41 パク・ドンチャン, 129-30.
- 42 ユ・ヨンオク, 40-2.
- 43 ハ・ミョンユン「国家有功者と報勳」『法務士』8（2006）, 61.
- 44 Ibid., 67.
- 45 国家法令情報センター「参戦有功者礼遇に関する法律 法律第9079号」（2008年3月28日一部改正）（<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=86519&ancYd=20080328&ancNo=09079&efYd=20080629&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000> [アクセス：2020年7月10日]）。
- 46 シム・サンウン「李明博大統領とハンナラ党は‘5・18民主化有功者’は知っていても6・25参戦少年兵は知らないのか」『韓国論壇』6月号（2008）, 139.
- 47 「権益委“6・25参戦少年・少女兵忠魂塔建立”」『Daily NK』（2008年6月24日）。（<https://www.dailynk.com/%EA%B6%8C%EC%9D%B5%EC%9C%84-625-%EC%B0%B8%EC%A0%84-%EC%86%8C%EB%85%84%EC%86%8C%EB%85%80%EB%B3%91-%EC%B6%A9%ED%98%BC%ED%83%91/> [アクセス：2020年7月8日]）。；「6・25参戦少年・少女兵忠魂塔の推進」『朝鮮日報』（2008年7月7日）。
- 48 憲法裁判所は「憲法を運用する過程において立法を含むすべての国家機関の公権力の作用が憲法に違反するものか否かが争点となる場合」において、「憲法的紛争に対して憲法規範を基準に最終的な判断を下すことで憲法の秩序を維持・守護」する機関である。憲法裁判所「憲法と憲法裁判」『憲法裁判所』（ソウル：憲法裁判所, 2020）, 20.（<https://www.ccourt.go.kr/cckhome/kor/ccourt/intro/selectIntroBookList.do> [アクセス：2020年9月11日]）。
- 49 「“韓国戦争時少年兵2万9603名、少女兵467名徴集”国防部軍史編纂研究所<6・25戦争少年兵研究>編纂」『オーマイニュース』（2012年6月8日）（[http://www.ohmynews.com/NWS\\_Web/View/at\\_pg.aspx?CNTN\\_CD=A0001740982](http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0001740982) [アクセス：2020年8月18日]）。

- 50 Ibid.
- 51 ユ・ヨンオク, 36.
- 52 「“少年兵徴集法治主義違反”…参戦64年ぶりに初の憲訴」『連合ニュース』（2014年6月23日）（<https://www.yna.co.kr/view/AKR20140623131400053> [アクセス：2020年8月18日]）.
- 53 国家法令情報センター「強制徴集等違憲確認 2014 헌마456」（2015年10月21日）（<http://law.go.kr/detcInfoP.do?mode=0&detcSeq=48046> [アクセス：2020年7月9日]）.
- 54 Ibid.
- 55 Macmillan, 47.
- 56 「6・25参戦殉国少年志願兵合同慰霊祭」『傷痍軍警時報』（2000年6月30日）.；「6・25参戦少年兵’の礼遇は当然」『毎日新聞』（2001年6月6日）.；「6・25少年兵は愛国を忘れず」『中央日報』（2004年6月14日）.
- 57 国防部軍史編纂研究所『少年兵研究』210-1.
- 58 Ibid., 225.
- 59 Ibid., 145-64.
- 60 学徒義勇軍戦勝記念館「学徒義勇軍」（2019年12月10日訪問）.
- 61 イ・ネジュ「在日学徒義勇軍の参戦と活動」『国家守護精神』1（2005）, 49-90.
- 62 ハ・ミョンユン, 66.
- 63 シム・サンウン, 142.
- 64 「兵役法」, 1.
- 65 ハ・ミョンユン, 68.
- 66 シム・サンウン, 142.
- 67 韓国民族文化大百科事典「真実・和解のための過去史整理委員会」頁（<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0068469> [アクセス：2020年9月11日]）.
- 68 国防部軍史編纂研究所『少年兵研究』182.
- 69 シム・サンウン, 143.
- 70 張聖坤「休校中非常召集—集団入隊」『韓国論壇』7月号（2007）, 90-1.；国防部軍史編纂研究所『少年兵研究』226.
- 71 邊徳仁「一週間もあれば帰ってこれるらしい」という永遠の別れ」『韓国論壇』7月号（2007）, 85.
- 72 国防部軍史編纂研究所『少年兵研究』218.
- 73 Ibid., 127-40.
- 74 Ibid., 231.
- 75 Ibid., 233.
- 76 Ibid., 244.
- 77 張聖坤, 90.
- 78 Ibid.
- 79 国防部軍史編纂研究所『少年兵研究』208.
- 80 Ibid., 208.
- 81 Ibid., 191.
- 82 Ibid., 218-9.
- 83 「14歳の少年兵をご存知ですか」『朝鮮日報』（2006年6月27日）（[https://news.chosun.com/site/data/html\\_dir/2006/06/27/2006062770444.html](https://news.chosun.com/site/data/html_dir/2006/06/27/2006062770444.html) [アクセス：2020年8月26日]）.
- 84 Lee-Koo, 736.

**Abstract**

# Veterans, Viers, and Victims: A critical analysis of revisiting identities of Korean War boy soldiers during the negotiations over veteran treatment since 1990s

Sohyun Ahn

Korean War boy soldiers were discharged from the military after the armistice, and in the 1990s they established their identity as 'boy soldiers' and began to raise questions about the way of commemoration of South Korea, which focused only on 'volunteer' student soldiers. Korean War boy soldiers were also middle school students at the time of 1950 but they enlisted in the regular army.

So far, only a few military historians have focused on the boy soldiers' services during the Korean War as well as the legitimacy of application of 'Distinguished Service to the State' law to them. And in 2011, The official research book "Research on 6.25 Boy Soldiers" was published by Ministry of National Defense affiliated military history institution. Within military history and veterans' affairs, however, reviews of literature have only spotlighted 'what they did' and 'how they did' about 70 years ago.

This paper broadens the scope of view to the reshaping boy soldier identity in the process of negotiations with the government over veteran treatment. By dividing boy soldiers' 20 years of struggle into four phases, this paper tries to reshape their identities not only as 'veteran,' but also as 'vier,' and 'victim.' As a vier or a competitor, the boy soldier veterans struggled for obtaining 'Persons with Distinguished Service to the State' status while comparing themselves with other veteran groups or even with pro-democracy activists. As a victim, the veterans claimed compensation for the violation of children's right as the result of child-soldiering by South Korean government during the Korean War. In consequence, however, the government commemorated the identity only as 'veteran' not as 'victim' of boy soldier veterans.

This paper mainly uses two types of documents. One is a collection of materials

contributed by the boy soldier veterans, including memoirs and newspaper interviews. The other is official documents such as administrative reports and court records.

In addition, this paper sets the 'North-South problem' as another contextual background for analysis. South Korea is positioned as a member of 'global North' that has come through a series of developmental processes of economic development, democratization, and globalization. The mobilization of boy soldiers in the Korean War is generally considered completely different from it of child soldiers as a contemporary children's right issue. However, it should be taken into consideration that the continuity of the 'use of children in armed conflict' has been overlooked.

Based on the arguments above, this paper is composed as follows. Part II will examine the domestic and international background of South Korea in the 1990s when boy soldier veterans began to identify their identities as 'boy' soldiers. Part III will analyze the activities of boy soldier veterans as they changed their positions from ordinary veteran to vier and finally to victim of child-soldiering. Part IV will identify three characteristics from the identity of the boy soldier veterans that revealed during the four phases and then discusses the characteristics which the state has recognized and not.